

平成 28 年 2 月 10 日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 山口 達也 様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 市木 敦之

占用許可申請に対する意見書
(守山市 野洲川立入河川公園)

平成 27 年 10 月 14 日付け国近整琵琶調第 15 号にて意見照会のありました以下の占用許可申請について、下記のとおり答申いたします。

占用許可申請施設の概要

名 称	野洲川立入河川公園
場 所	守山市吉身 5 丁目字裏川原～守山市立入町字川原 (左岸 8.4 k ～ 9.6 k+90m)
主 な 施 設	散策広場、クレイ広場、芝生広場、バスケットコート、 グラウンドゴルフ場、グラウンド、駐車場
申 請 者	守山市
占 用 面 積	100,035.55㎡

記

1. 委員会としての判断・意見

対象施設は、平成3年10月から野洲川左岸の高水敷に設置され、平成10年3月に策定された「野洲川ふるさとの川整備計画」に基づき、スポーツ、レクリエーション空間として、残された高木の樹林(河畔林)と一体として順次整備をされてきたものである。

占用施設は、散策広場、クレイ広場、芝生広場、バスケットコート、グラウンドゴルフ場、グラウンドが設置されている。施設利用形態は、クレイ広場及び芝生広場が有料施設であり、無料施設のうち利用者の多いグラウンドゴルフ場は利用者相互のルールで運用されている。施設は公園管理業務の委託により維持管理が行われており、利用者は健康増進と河川環境を享受し、地域に密着した利用が図られている。

施設利用者数は、年間約4万6千人(平成26年度)でグラウンドゴルフ場の利用者が約7割と最も多い。

当該施設は、河畔林や開放感ある自然環境を体験できる部分はあるものの、多くは利用者が川であることを意識できる施設になっていない。

また、当該箇所の一部は、河川敷の高水敷の全幅を占用した利用であり、グラウンドゴルフ場は約350mと占用区間が長く、生態系を含めた環境面を考えると生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると思われる。

また、芝生広場の下流側に高木の樹林帯が残されているが、憩いの場としての一体的整備は十分でない状況である。

その他、駐車場をはじめとした舗装箇所や、公園に伴い設置された不自然な低木の植栽が多く見られ、特定外来生物の生育が確認されている。

当委員会は、基本理念である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって対象施設は、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきであると考えている。

前々回意見書(平成20年3月19日付け)及び前回意見書(平成24年3月15日付け)において、施設の自然化への取組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川に活かされた利用の取組み等を求めてきたところである。

これらの意見書に対し、検討が一部進められているが、十分な改善は行われていない。

したがって、当委員会は、対象施設の占用許可の更新にあたっては、下記の意見を付して相当の期間内において改善が行われることを強く求めるものである。

【占用許可期限の更新についての意見】

河川の保全利用の観点から、当委員会は、以下の項目について実施されることが望ましい方向であると考えている。

- ① 一部施設の「自然化」を行うこと。現在劣化が認められる箇所は、利用者の安全に配慮しつつ、早急に行うこと。また、特定外来生物の管理及び対応については河川管理者と協議を行うこと。

- ② 河川敷に設置された野洲市、栗東市の類似施設との共有化による代替地の確保または縮小・廃止の調整協議の場を継続すること。
- ③ 「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策についての計画を策定すること。
- ④ 利用されていない（利用者の少ない）施設、過剰であると考えられる構造物は撤去すること。特に遊具、随所にある舗装、低木の植栽を確認したうえで、撤去を講じること。
- ⑤ 川とのふれあいに関し、自然を体験できる空間づくりとして、本川に親しめるような工夫を検討すること。
- ⑥ 上記の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告すること。また、検討結果の報告は、平成29年度の委員会において行うこと。

2. 検討の経緯

平成27年10月14日	意見照会書の受理
平成27年10月14日	第48回委員会
	・河川管理者による占用許可申請説明書の説明
	・委員による占用許可申請施設の審議
平成28年 1月 6日	第49回委員会
	・委員による意見書（案）の審議

3. これまでに提出した意見書

平成20年3月19日付け意見書
平成24年3月15日付け意見書

以上